

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分（許可取消）

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号。以下「法」という。）第 14 条の 3 の 2 の規定に基づき、下記のとおり行政処分（許可の取消し）を行いました。

記

1 被処分者

鳥取県鳥取市高住 41 番地 1

有限会社トーケン

代表取締役 茶谷 友士（ちゃや ともじ）

2 処分年月日

令和 5 年 3 月 3 日

3 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

4 行政処分を行う理由

上記法人の役員が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条の罪により令和 2 年 3 月 17 日に罰金刑に処せられたことにより、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する法第 7 条第 5 項第 4 号ニに該当するに至ったことにより、上記法人が法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に規定する許可の取消要件に該当したため。

5 取消した許可の内容

許可の種類	産業廃棄物収集運搬業
許可番号	03101141247
許可年月日	平成30年2月27日
事業の範囲	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（以上 3 品目、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類にあつては、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。） 以上 8 品目、いずれも特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、いずれも積替え保管を除く。